

第6回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年3月30日（火）

午後0時58分から

会場：上越市厚生南会館 中会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員  (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
	清里村	清里村議会議員	保坂隆男	
	三和村	三和村議会副議長	松縄教一	
名立町	名立町議会議長	塚田正		
規約第8条 第1項第3号の委員  (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	欠席
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町農業委員	神岡八江子	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村自治会長協議会会長	大場崇夫	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
名立町	名立町市町村合併審議会委員	久保埜朝子		
共通	上越教育大学副学長	小宮三彌	欠席	

議 題

1 審議

(1) 合併協定書記載文案について

(2) 小委員会調査審議報告書について

2 その他

午後0時58分 開会

○大場崇夫委員長 委員の皆さん、ご苦労さまでございます。2分ぐらいでしょうか、時間が早いです  
が、委員の皆さんおそろいですので、開催させていただきます。

本日は、委員29名のうち、27名の委員の方がご出席でございます。上越地域合併協議会小委員会  
規程第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越  
地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、板倉町の見海委員、それから  
清里村の保坂委員、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○  
1 審議 (1) 合併協定書記載文案について

○大場崇夫委員長 それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。先般の会はご存じの  
ようにいろいろ参考になる意見は委員の皆さんからお出しいただいたわけですが、委員の選  
出の方法についてのみ残った形で会議が終わったわけですが、そして、3月22日付で事務局の  
方から今までの小委員会、特に委員の選出についての意見書を委員の皆さんのところへ配られ、それぞ  
れ文書ですから、委員の皆様の意思が十分あらわれていない点もあったかもしれませんが、一応  
事務局の方から委員の選出方法についての意見書が、3月22日付でしょうか、配られました。見られ  
た委員の方が多いと思うんですが、それらをもとにしてきょう引き続き委員の選出方法についてご意  
見を承り、でき得ればきょう委員の選出方法についても全員一致で一つの方向にまとめれば幸いでな  
いかと、委員長としては念じているわけですが、原案賛成ということもかなりあったんですが、  
一部四つあるいは五つぐらいの町村といいますが、委員の方から、選挙というのはいろいろ問題ある  
んでないかというようなご意見も出ておったわけですが、ここら辺からきょう議論に入りたい  
と思うんですが、特にこの町村といって名前挙げるのも大変だと思いますので、まず全体で  
委員の選び方についてのご意見をまた承って、でき得ればいい方向に満場一致で決めていただければ  
幸いかなと、こんなふうに考えているわけですが。

早速でございますが、いかがでしょうか、委員の選び方。原案は選挙ということが打ち出されてい  
るわけですが、いや、現実に農業委員会も選挙になってはいるんですが、実際は話し合いと  
でもいいますか、地区割とでもいいますか、それぞれ立派な農業委員を選んで今日来ているという、  
そういう意見も二つほどの町村から出ているわけですが、いかがでしょうか、この委員の選び  
方について。

はい、どうぞ。

○宮本富男委員 牧村の宮本です。

私は、もう最初から選挙ということはないということで話をしてきました。きょうもう一度  
皆さんに訴えたいと思います。まず、この地域協議会というものは、その地域の人たちの繁栄と、そ  
れから幸せを願ってあるわけです。ここに、(1)にあるように、一定の区域による、区域の住民の意  
見を反映させるためにこれを置くということです。そうした場合には、上越市全体のことを討議する  
場であれば一応の考え方に、例えば選挙なら選挙ということになるのは納得できますけれども、こ  
の場合主体はその地域、その地域の自治体の中の人たちの住民の幸せというものを願って協議してい  
くわけです。そうした場合には、その地域に任せて人選というものをやっても私は決して不都合では  
ないと思うし、常識に外れてはいないと思うし、一様にすることはないと思っています。そういうこ  
とですから、どうしても選挙一本ということは私は納得できません。

以上です。

○大場崇夫委員長 今ほどはそういうご意見でございます。またほかの意見もあろうかと思うんですが、  
現実に選挙ということになりましても、選挙で選ばなければならないということになるとこれは大変  
な問題だと思うんですが、現実に選挙といってもその地域の事情によって、決めは選挙であって  
も事実上選挙しないで農業委員あたりは選ばれているわけで、現実にはそうなっております。必ず選  
挙というとこれ問題が多いんでないかと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○宮本富男委員 いや、委員長、それ違います。現に農業委員がそういう状態だからここもそういう状態だという、そういう考え方をなくしてもらいたいと思います。農業委員の選び方と地域協議会全然違うんです、趣旨は。その点は絶対みんなそういう頭から離してもらわなきゃいけないと思います。農業委員の選び方じゃなくして、地域協議会というものはその地域を発展させるために、またその地域を衰退させてはいけないというために選ばれるわけですから、審議していくわけですから、だからその地域の人たちに任せてもらいたいということです。その点だけは本当に強力に言っておきます。農業委員ということは全然頭を離してもらわないと困ります。

○大場崇夫委員長 はい、わかりました。今農業委員という例は、確かに問題が多いことは私は今取り消しますが、今ほどの委員の選び方について今お一人ご意見出たわけですが、ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○日下部進委員 安塚町です。

選挙はなじまないとしてきたわけでありましたが、昨日安塚町の大勢の方々との会議の中で、本当は選挙はなじまないけども、合併協議はやはりお互いに譲り合うところは譲り合わんけりゃまとまらんじゃないかというようなことで、原案に賛成をするということに決まりました。安塚の意見が前回と変わったということでもあります。

以上です。

○大場崇夫委員長 今ほど安塚町で相談された結果についてのご発言でございます。

ほかございませんでしょうか。

はい、橋爪さん、どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川の橋爪です。

先般の小委員会開かれた後に、町に戻りまして議会の特別委員会、それから私どもの町から選出されております合併協の委員の間で検討をさせていただきました。大勢として大方の皆さん方が選挙ということを言われているという報告をしました中で、そういうことであれば皆さんの合意が大切だということで、吉川もそれに同意しようということになりました。

ただ、一つだけお願いがあるんですけども、ご案内のとおり今国会で合併関連の法案の審議が行われています。その後、恐らく制定の法律が決まった後に、条例化に向けた検討が上越の市議会を中心に始まるだろうと思います。その際にはやはり14市町村で協議をしていくと、これが必ずやっってもらわなきゃならないことだということで、それはしっかり主張してきなさいと。それも確認してほしいということでございます。そういうことであれば大勢に従っていきましょうというのが私どもの町の考えです。

以上です。

○大場崇夫委員長 ありがとうございます。町でいろいろ検討された結果についてのご発表、そしてまたさらに国会関係、法律を発表した段階でさらに議論をしてもらいたいという一つの要望も含めてのご意見でございました。

じゃ、ほかいかがでしょうか。

○野澤朗事務局次長 済みません。今ご質問ございました。

○大場崇夫委員長 はい。

○野澤朗事務局次長 今橋爪委員の方からご質問、確認を町から求められたというご質問でございます。今の合併協定書記載文案につきましては、前回のお話し合いの中で廃置分合の申請の議決後に検討するということに変えさせていただいて、きょうこの場で決まれば小委員会報告させていただくわけですが、この検討するという文言の中には、当然これまでの議論の中では、メンバーは別にいたしまして、合併関係町村による協議という全体のお話し合いの中の確認といいましょうか、承知をしながら進んできたというふうには、私事務局をお預かりしている立場としては理解をしている

ところでございます。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ、橋爪さん。

○橋爪法一委員 そういうことも頭に置いての発言なんです、協定書の記載文案そのものには、今言われた検討という文言の前に「関係町村の」というのが入っていればそれはそれでいいんですけど、入ってございませんので、先ほど私が発言しましたように、やはりどっかで関係市町村で協議をするということをしかりと入れてほしいなということでございます。

○大場崇夫委員長 これに対して答弁。

○野澤朗事務局次長 これは、物事の整理の問題でございますので、事務局で答弁させていただきますけども、当然これ法律が定められまして、制定されまして、まず6月だろうと。施行が6カ月以内ですから、一番長い場合でも12月でございます。12月の時点で施行された時点で、私どもの条例をもって制定するということであろうと、関係市町村の協議で制定するということであろうと、その時点にならないとできないものでございますが、ただこの法律の趣旨、すなわち今回合併特例法なりの改正の趣旨から考えれば、当然ながら協議というのはどういう場面であろうと合併をする市町村で協議をするというのが特例法の改正の趣旨ではございます。

問題は、もう一方の要するに通常の自治法の改正部分にある地域自治組織というのも実は一方ではあるわけでございますが、これまでのこの協議の中での議論の積み重ねの中で考え得れば、特例法の改正を持った内容の地域自治区という協議になろうというふうに思っておりますので、その点で申し上げれば今の橋爪委員のおっしゃっている部分、今後のお話の中できちっと整理をさせていただき段階というのはあるものというふうに思っております。

○大場崇夫委員長 橋爪委員、よろしいでしょうか。要望十分事務局の方でもメモをしていただいて、議事録へ残しておいていただくと思うんですが。

ほか。はい、どうぞ。

○塚田正委員 名立町の塚田でございます。

先般申し上げましたように、選挙という言葉のイメージするところが非常にかたい表現じゃないかということでご意見を申し上げたわけでございますが、持ち帰って再度検討した結果、私の言いたいところは自薦、他薦を含めた、そして各地域、各団体、それらの特性を生かしながら応ずるということでございます。選挙という言葉の中にはそれらを含まれる、くられるということで理解をいたしまして、原案に賛成をいたします。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 名立町さんの検討された結果のご発表でございました。

ほかにはいかがでしょうか。町村名挙げて大変失礼なんです、中郷村さん、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○山崎新一委員 中郷村の山崎ですが、私ども前回の5回目の協議を一応持ち帰りまして検討をさせていただいたんですが、当初から選挙は望ましくないという対応で進めてまいりました。したがって、その議論をいろんな面から検討をさせていただいたんですが、一般の皆さんの多くの中から最もふさわしい人を選ぶにはやはり選挙という言葉は好ましくないのではないかとということで、それとも一つ、前回も申し上げましたが、若い人たちとか幅の広い層から人選していくためには、どうしても選挙はなじまないのではないかとこの観念に立っております。

しかしながら、これはあくまでも私たちの主張であります、大勢の皆さんがどうしてもそれで選挙がいいのではないかとこの方法であれば別に考えなきゃならんという方向であります。ただ、新しく自治組織の中で法制化がうたわれて、そのやつをちょっと資料見ますと、いわゆる選挙という言葉は一切入っていないような状況なんで、果たしてこの協議会の選挙が私整合性、どういうふうなことで取り入れて理解しているのかどうか、そういった点を含めて、主張する観点はやはり地域のためにある地域協議会であるから、地域の最もふさわしい方法で選出していった方が一番いいんじゃないかということで推薦を主張しているわけなんです。こういったことを理解してほしいということでご

ざいます。

○大場崇夫委員長 はい、ありがとうございます。

後半について事務局いかがでしょうか。

○野澤朗事務局次長 ご質問がありましたので、お答えいたします。

法律案皆様お読みになっていらっしゃる方もいらっしゃるでしょうし、またまたお読みでない方もいらっしゃると思います。基本的なところだけお話ししておきます。今度新しい仕組みとして地域自治区が出てまいりましたが、地域自治区につきましても市町村長が選任するという基本的なところは一緒でございます。その後大事な条文がございます。市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないという記述でございます。これをどう読むかというのは、これは今度法律を読む事務屋の仕事でございますし、またほかの条項からの照らし合わせの中でどうかということになります。これかなり物すごくいろいろなところに影響する法律で、まだまだ私も勉強足りておりませんが、少なくとも選挙を否定する条文というのは今見当たらないと。ただ、この読み方の中で「構成員の構成が」というのが、構成員が多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないということではなくて、「協議会の構成員の構成が」というこの「構成が」という部分の記述にこの法律を設置された人たちの、法律が求めているものと解釈の問題とという整理になりますので、ここはもうちょっとお時間いただきたいなというふうに思っています。

○大場崇夫委員長 この小委員会も多数決で決めてしまえばいとも簡単なんです、それではやっぱりお互いに納得したというわけにはいきませんので、できるだけ、多数決で数えて、いや、こっちの方が多からこんで決めるというような方法は望ましくないというような、どこの小委員会もそうだと思うんですが、でき得れば先般の最後をお願いいたしましたように、私としてはこっちの方にしたいとか、こっちの方にしたいとかという考えは毛頭ありませんし、またそういう考え方を述べるべき立場ではありません。

ただ、先般最後に、他の市町村からいろいろの意見出て、大勢を見て、大勢がそうであればひとつそっちの方も賛成するかと、そういうことがないと会議というのは何回やってももう決まっていけないわけですから。そこら辺も大変失礼な言い方でございますが、委員の皆さんからひとつご理解願ってご協力お願いできればと、こうお願いするわけでございます。

委員の選び方について引き続きまだ時間、また後ほどいい提案もちょっとここへ届いているようですので、そっちにも時間かけたいですので、ほかにもございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○宮本富男委員 私がいいと言えはそのままオーケーになってしまうんです。この委員会もそうですけど、ほかの小委員会でもある一つの自治体がすごく頑張っているところがあるわけですから。それを考えてみれば、私はここでおりるのはいいと思います。でも、そういうことをやって、ほかの小委員会でもそのように、私のように納得してスムーズにありてくれる委員会もあれば一番いいなと思っているんですけども、私皆さんがそういう現在この小委員会においては今の文案というものが皆さんが最適だということになれば私一人が頑張ってみてもどうしようもありませんので、この原案については賛成するといいたします。

以上です。

○大場崇夫委員長 どうも大変ありがとうございました。きょうは、ふとんの中でもあなたの顔を見て感謝しております。その前に晩酌やりながら思い出しておりますので、今そういうまげてのご協力のお言葉をいただきました。この辺で皆さんいかがでしょう。原案賛成ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 大変ありがとうございました。特に今の最後の宮本さんですか、感謝を申し上げます。

す。

〔「中郷さんは」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 中郷さんもよろしいでしょうか。

○山崎新一委員 忘れちゃ困るんですが。

○大場崇夫委員長 そうでした。

○山崎新一委員 失礼しました。私の方もおよそこういう方向になるのではないかという中で議論をしてきておりますが、しかしながらやはり渋々の判断せざるを得ないだろうという状況で本日参加させていただいたわけです。したがって、原案について皆さんいいということであれば、私の方も賛成をさせていただくということになります。

以上です。

○大場崇夫委員長 お聞きのとおりでございます。じゃ、晩酌やりながら、中郷さんも感謝しながら一献私飲みたいと思います。ありがとうございました。

というようなことで、原案賛成でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 大変ありがとうございました。

○

#### 1 審議 (2) 小委員会調査審議報告書について

○大場崇夫委員長 じゃ、事務局次お願いします。

○野澤朗事務局次長 それでは、今原案でご了解いただいた中で、きょうお手元に合併協議会への報告の書式を用意させていただいております。次第の下でございますが、案と書かれておりまして、日付が入っていたことは済みません。お許しください。本日この場でご決定いただきましたので、報告いたします。

1 枚目の書式につきましてはすべての委員会の共通でございます。小委員会審議報告書ということでございます。小委員会の規程第8条の規定により、下記のとおり報告しますということで、調査、審議事項につきましては地域審議会及び地域自治組織の取扱いについてございまして、経過といたしましてこれまでの皆様方のご議論、非常に重要なご議論でございます。中には、最終的なこの合併協議会の記載文案に残らずとも、今の宮本委員、それから中郷の山崎委員等々、例えば選挙の選び方に対するいわゆるご懸念等々のご意見も含めまして、さまざまなご意見いただいております。これは、当然ながら通常で言えば取り扱いとして議事録でというお話でございますけれども、ただ一番当初の会のときにも議事録というものの位置づけということだけではというようなお話もございました。

そこも含めまして、私ども事務局でこれまで論点を整理させていただいた数々の資料、当然皆様方とご議論させていただいた資料、それからご自宅等々へお送りさせていただいた資料を含めて、小委員会の資料すべてを含め、このような冊子にさせていただいて協議会にご報告をする、すなわちそれが今ここに、手元でございます別紙小委員会資料及び小委員会会議録のとおりということでこのように冊子にさせていただきました。ただ、きょう協議会の皆さんには、この委員会はまだこのぐらいでございますけれども、例えば地域の事業なんていうのになりますとこれの5倍ぐらいの厚さの資料を使ってきていますんで、それぞれの委員の皆様には今回はちょっと省略をさせていただきますけれども、このような形で小委員会のいわゆるご議論をきちっと会へ報告をするという形をとらせていただきたいということでございます。

今回の一番大事なポイントは、一番最後の2の地域自治組織に修正が加えられたということでございます。私どもが示されましたものにつきましては、合併後も含めるところを廃置分合の申請の議決後ということ、先ほど橋爪委員との確認のやりとりがあった部分でございますが、ここはきょう修正案として報告をさせていただきます。

したがって、確認でございますけれども、会長としてはこれを受けられた中で修正案だということで、修正案として扱わせていただきます。すなわちこの部分はこの小委員会の議論を尊重させて

いただいて、合併協議会で議決する案の修正を会長としては取り扱ひまして、最終的に皆様のご議論いただいたものを原案として合併協議会で決定をいただくという手順でございます。ただ、きょうはご提案させていただいて、一応協議会のルールもございますので、次回4月12日の合併協議会の席上正式に決定をしていただくということの手続をさせていただきたいと思うところでございまして、今の小委員会報告書につきましては大場委員長の方から読み上げていただくということでさせていただきますけれどもと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野澤朗事務局次長　じゃ、そのようにさせていただきます。

村山委員からご提案があるということです。

○村山尚祥委員　それでは、委員長報告に当たって、私の方から先ほど開会前に委員長に要望いたしました。といいますのは、かねてから私第1回目の委員会から発言してきたんですが、この協定書文案だけでははっきり言って住民、その他の方に概要を理解するのが非常に困難だろうということの中では、それを中身わかる内容のものの附帯文書という言葉を使ったんですが、附帯文書というのは小委員会という関係上好ましくないかあるかという論議になったという経過があります。

それで、これまで論議した中で、事務局も含めて論議してきて、皆さんで共通認識を持ったり確認した内容については、議事録という中身を拾って行ってその場所探すのは大変ですので、一つのまとめた文書としてあらわし、それを私としてはできれば委員長報告の中の附帯文書にしてほしいんですが、その辺は皆さんの判断に任せるとして、各地区なりその他の共通認識としての理解を深めるものとしていただきたいと。

その文書については委員長の方に私部数だけ届けてあるんですが、これから委員長の采配でできれば皆さんに配付願って、皆さんの理解を得たいと思っておりますが、この文書は私が議会に報告するときに議員の皆様理解を求めるという意味でこれまで協議した内容の確認事項を整理したものと。そういう意味じゃ何ら新しいもの入っていないと私は思っているんですけども、そういう点の理解を得ながらこの文書の取り扱いを、委員長の報告になるかどうか、それとも参考資料の一部になるのか中身は別として、できれば皆さんと、この内容でいいんだと、大潟町議会がこれから住民に説明したり、議会に説明したりする内容としてこれでいいんだという確認をいただければと思っておりますし、それがいただけたら14市町村全部の共通の確認していただきたいと、このことを要望したいと思っておりますので、委員長の取り計らいよろしくお願ひします。

○大場崇夫委員長　今ほどの発言のとおりでございますが、今委員の皆さんに文書を配ってこれでいいかどうかと聞いても、とても時間的にも十分見てもらわないうちにどうですかというわけにもいきませんので。

○村山尚祥委員　済みません。そんなに長い文章ではないですし、中身的に皆さんと協議した内容ですので、できれば今ごらんになった中で1項目ずつやってもそんな時間食わないと思うんですが、その辺要望してよろしいでしょうか。

○大場崇夫委員長　今の要望いかがですか。この文章の中身、それから取扱いということでございます。

〔「もらっていません」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長　大変失礼しました。まだ資料行っていないそうですので、じゃ一応配ってください。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○丸山辰五郎委員　事務局である程度きちんと整理したものを皆さんに配るんだったらいいんですけど、一個人と言っては失礼ですけど、一個人あるいは一市町村でもってここへ持ってきて配ってもいいかというの私は反対です。事務局できちんともんでもらって、それで委員長提案したんだったら私はいいと思っておりますけど、ここへ持ってきてこの場でもっていいかというのは大変疑問です。反対します。

○大場崇夫委員長　今そういうご意見でございます。中身は決して悪いことじゃないと思うんですが、一応持ってきて、それをすぐ事務局で検討し、そしてじゃ皆さんに提案しようということであれ

ば納得するけども、ここで突然というのはどうも……

〔「全然違う問題です」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○村山尚祥委員 今の発言は問題です。協議会、小委員会、会議とは何ですか。会議というのは、事務局の全部追認だけですか。ここでもしこの提案、原案に対し修正案出してもそれはいけないんですか。会議でしょう。委員が自分の意見を出している提案して何でいけないんですか。そんなこと会議じゃないです。追認です。それで委員長に私はこの取り計らいお願いします、委員長の許可で配っていただけたらということで、逆に言えば私は提案に近いものだと思っていますけども、それでないと、全部事務局通らんからできないというのなら、会議じゃないと思います。私はそう思います。今の発言については問題あると思います。はっきり言います。

○大場崇夫委員長 両方とも意見はごもっともだと思います。今の丸山委員の意見は、もちろんごもっともでございます。突然来て、資料配って、果たしてそれで会議というのは成り立つのかというご意見でありますし、一方の方では会議というのはいろいろ論議するのが会議だと、こういう立場でございます。

はい、どうぞ、上越の委員さん。

○石平春彦委員 慎重な審議を重ねてきた形の中で、最終的に今委員長がおまとめになったわけであり、ここまで来る過程の中でも随分いろいろな論議、この小委員会の協議会から付託をされました中身についていろいろな論議を重ねてきた形の中でここへこういう形でまとまってきたわけであり、それ以外の関係についてはそれぞれの判断の中でお考えをいただくということで、これ以上細部の確認という形の中で協議をするということは、これはまた回を重ねることにもなりかねませんので、この形の中でおさめていくということが一番肝心なことではないのかなというふうに思っております。したがって、この段階であえてまた文書で確認をするということの協議をこの場でやっていくということは必要がないのではないかと、このように思っております。

○大場崇夫委員長 ほかにいかがでしょうか。今新たに配った文書の取扱いということになるとは思います。

○小池吉則委員 大湯の小池ですが、発案者既に委員長の許可を得て今文書を配られたわけですが、取扱いについては一応参考資料として目を通していただく。特に間違っていなければ、それは参考資料でそのまま結構だと私は思いますから。提案した本人は、できれば重要どころだけこの小委員会に参加した委員が共通認識を持てるというところで提案されたらというふうに思いますので、一応もし提案者のものそのままではうまくないということであれば、それに事務局の方で枝肉をつけてもらうのも結構だというふうに思いますが、できれば一目見たところでこの小委員会でお互いに協議してきた内容がわかるという、そんな簡素化された文書も私はあっていいというふうに思いますので、ですから一応参考資料として皆さんから一読していただいたらどうかというふうに思いますが。

○大場崇夫委員長 橋爪さんの方手高く挙がったから。

○橋爪法一委員 済みません。私は頭は低いんですが、よろしくお願いします。

ちょっと時間いただきたいんです。というのは、きょう初めて配られた資料でありますし、私個人的に発言するわけにはいきませんので、私の町から2人来ていますので、ちょっと休憩時間もらって協議をしたいと。先ほども1回目の発言で申し上げましたように、私らとしては吉川で提案したことをどっかできちんと会議録だけじゃなくて残しておきたいという気持ちもありましたが、今初めて読むもんですから、十分検討させていただきたいと。少し時間いただけませんか。

○大場崇夫委員長 引き続き井部委員。

○井部辰男委員 ちょっといいですか。さっき石平議長も言われましたけど、ここへ来て本当に共通認識のこういう文案というのが必要かどうかということもございまして、事務局の方でもう一回そこらも含めて時間をとって、その取り扱いをどうするかということも含めて検討したらいかがかなと思

います。余りこういうものが今度ひとり歩きしてしまうと、廃置分合議決以降の検討するという中で、これは検討ということいろいろまた前向きないろんなものも出てくると思うんです。そういうものに今度拘束をしてしまうようなこともありますので、橋爪さん言われたように時間をとって少しご検討いただいたらどうかと。その取り扱いも含めましてお願いしたいと思いますが、委員長、いかがですか。

○野澤朗事務局次長 ちょっと委員長よろしいでしょうか。済みません。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 今委員長の方に大湊の村山委員からご提案があったと。委員長の方でお配りするかどうかのご判断もいただかない中で、少し一部お手元に渡った方とお手元に今渡っていない方があります。その整理を1回したいと思います。

それともう一つは、今上越の石平委員もおっしゃったんですけど、要はこの会議で決めるということと、この会議の資料として大湊の村山委員が大湊町の議会のご報告用に資料としておつくりになったのを参考としてお配りになるという事実はこれ決定的に違います。今村山委員のお申し出がちょっと若干その辺が微妙なお申し出でございました。そこをもう一度お話をいただき、取扱いを整理するのがまず第一かなと思います。それまで今お手元にある方、ない方ちょっと申しわけないですけど、お手元にないと思っていただきたいと思います。

じゃ、村山委員お願いします。

○村山尚祥委員 じゃ、済みません。この文書は議会で説明したと同時に、うちの議会でこういう説明文をきちっとつけた上で、廃置分合を決する議会の責任においてこういう中身を含んでいたこの自治協議会だという確認のもとにするのが正しいし、これを住民に説明するにも他町村と違う説明したんじゃないって困るわけですので、そういう意味でもって今まで協議した内容をみんなで確認し合っていくと。それがついていて初めて小委員会の責任であり、それで議会が廃置分合の議決をするための中身確認だという意味で、個人村山の提案でなくて、議会として確認をしてきて、そしてうちの町の法定協議の打ち合わせ会議においても提出してきたものだと、このように受けとめていただきたいと思います。取り扱いについては、先ほどから言ってますけども、まず見ていただいて、この文書をどう使うか、いや、中身じゃだめだと言うのかどうかは別として、取扱いも委員長にお願いしたいと、こういう提案ですので、これを配らないままやみへほうということについては承服できません。

以上です。

○野澤朗事務局次長 済みません。事務局が申しわけないんですが、ちょっといろいろな整理もごさいますので、委員長なかなか苦しいと思いますので、私の方でお助けをしながら進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 村山委員がおっしゃっているのも、今合併協議として合併協定書を締結する際までのご意見なかったわけでございますので、合併協定の記載文案について何らかの意見をお持ちで、かつそれを解釈を変えてということじゃないということは皆様もご確認いただけたところだ一つは思います。

ただ、問題はこれ今お手元にこれから配っていいかという話がない中でこういう話をするのもおかしいんですけども、大湊町議会で廃置分合の申請議決に対してこのような解釈をすることについて、例えばこれでもよろしいかということ事務局に聞かれた場合でも、よろしい、よろしくないという答えはなかなかできません。これはどういうことかと申し上げれば、それぞれのやはり基本的なご解釈がありまして、そのご解釈はそれぞれ協議の積み重ねの中でしてくる問題でございますので、そういう事実は一方ではございます。

例えば選挙という部分について今さまざまなご理解ございました。ここはじゃ共通認識としては選挙という手法をとるとということしか本当はないわけでございますので、その選挙について、例えば先ほどもちょっとご意見ありました農業委員会のようにやればいよいよとか、実はそこは推薦も含んでいる

んだよとかというのは、これはお互いの気持ちの中で持ち合うものでございます。それが例えば紙の中で書けるかどうかということになると、今村山委員がお出しになったところに書いてあるかどうかとも私承知しておりません。書いてあってもなかなか難しいですし、では書いていなかった場合、じゃこの紙がこの委員会のすべての共通の認識を持った紙かということも、これ実は非常に難しい問題になります。

したがって、村山委員、これは今委員長にせっかくのご提案あった中で、お配りをまずしてほしいというご提案が一つでございます。これまた委員長と相談させていただきます。

もう一点の取扱いにつきましては、今村山委員のお気持ちとして、このような議論があったというご理解を村山委員としては今後も持ち続けたいということをご表明されたいということで、まずそれでよろしいのかどうか、そこをもう一度確認したいと思います。

○村山尚祥委員 取扱いは、私委員長に一任すると言っているんです。それはなぜかといえば、私ども合併協議の全体の中でも、地域協議会というのはまさしく最重要課題の一つだろうという認識持っています。その中身については、当議会も含めて随分慎重といいますが、重要視してきました。その内容がそれぞれ、先ほど言われましたけど、私ら大潟の委員だけがこう解釈して、私個人的にこう解釈してとか、議事録の解釈こうだとかということで変わっていったのはいけないうらうと。最低限共通認識として持たなきゃならん部分があるんじゃないかと。それを確認して、これをもって住民説明にしたいという部分でありまして、今野澤次長が言いましたけども、私はそういう微妙に中身に触れる部分まで逆に書かなかった。最低限事務局が答えたり、皆さんが言ったことになったとか、そういうことできたものについて、じゃこの部分はみんなどの14市町村が説明してもいいんじゃないかというものを自信持って説明に行きたいということで、私取扱いはともかく委員長に一任するということは言っているんで、その辺は皆さんの意見を聞いてやっていきたい。文書も逆に言えば、こういう認識おまえ持ったら間違いだと指摘されても私は構わないという意味で出していると、そういうふうを受けとめていただきたいと思います。

○大場崇夫委員長 どうぞ。

○宮本富男委員 もうちょっと発言させてください。私は、この文案以外何物もないと思うんです。我々は、議事録を読めばわかるわけです。議事録以外にそのほかのことは何もない、正式な文案はこれ以上何物もない、私はそういうふうに認識をして賛成したわけですから、そのほかのことにいろいろを書いてあるものを私は見たくもないし、議事録を我々は読んで、それを精査して、自分の気持ちの中に入れて、頭の中に入れて、頭のたんすにしまって、そしてみんなにしゃべればいいんです。それ以外何もないと思いますので、私はほかの文面というものは見る必要はないと思います。

○大場崇夫委員長 今いろいろな意見出ておりますが、取扱いについては委員長ということも本人が言われたわけでございますが、内容はもちろん私悪いと思いませんが、今来たものをすぐ……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。向こう先。

○平野誠市委員 柿崎の平野でございますが、今大潟町さんの方でいろいろご提案されているようですが、潟町さんは潟町さんなりの、自分たなりの一つの方針の中で基づきながらいろいろ重要なこの場で協議したものを議会並びに住民に説明責任を果たしたいというような、いわゆる一番基本的な立場に立たれて最終的に結論が出た今までの経過を整理したものを皆さんにというようなご提案でございますが、潟町さんは潟町さんなりのその方法で議会並びに住民に説明すればいいんであって、潟町さんの言われているものが私ども委員一人一人の意見をつけ加えなければならないという問題ではないというふうに思うんです。よって、それは参考としての資料は資料で結構なんですけど、その資料に基づいてその資料に対して私どもの意見をつけ加えてくださいとか、あるいはその資料に少し協議を加えてくださいという問題とは、この小委員会の中ではそういう問題にはならんというふうに思っておりますし、今あえてどんな資料が出されるのかわかりませんが、私どもは別に一向に大潟町さんの言われている問題にはこれほど深く入り込まないでいいだろうと。私どもは私どもなりに地元

へ帰ればそれなりの立場、立場の中で説明なり、あるいはそういった意思統一をしてきておりますので、そういった中で共通認識を持ちたいという村山委員のご発言でございますが、共通認識といっても6回にわたって原案に対していろいろ審議した経過がございます。共通認識といっても、先ほどから出されておりました選挙という方法一つでも各町村の考え方が違うわけです。そんな中でいろいろじゃ14市町村が一つにまとまった答えとして今どうやら落ちついた場面もございますので、それぞれの町村でそれぞれ説明責任を果たしていただければというふうに思いますので。

以上です。

○大場崇夫委員長 休憩という声もありますが、やがて2時になりますので、休憩とっていったら次2時というわけにいきませんので、大変立派な内容を持ってこられたと思うんですが、これはそれぞれ我々委員の参考ということにしておきたいと思うんですが、参考ということではいかがでしょうか。

○野澤朗事務局次長 今ご議論整理していただいて、最終的な取扱い今これ短時間で決めさせていただくのはちょっと難しいというのは事実ではありますが、ただ委員長今参考資料ということですが、これを正式な参考資料とするのか、つまりこの小委員会の報告書につづり込むかどうかということとは、これちょっとお時間いただくのにして、せっかくの申し出でもあるし、今委員長としてはということでございますので。

○大場崇夫委員長 いや、今多数はそうでない意見が出ているんですかね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 この文については、今そこのお二人からも意見ちゃんと出て、上越の方からも、あるいはあっちの方からも出ておりますので、決して中身悪いわけじゃないと思うんですが、ここでこれを取り扱ってどうのこうのというところと多少あれですので、せっかくですから我々委員が個人の参考ということ。

○石平春彦委員 参考というふうに言われましても、そういうことになり、今最終的に終わる、締める段階でこういう話になりましたんですが、基本的な考え方をすれば、もしそれが参考という形で会議の中につづられるということになりますと、これはすべてそれぞれの方々が持ち出してきて、そしてこれつづってください、つづってくださいという話になってくるわけです。だから、それをこういう形の中でやるというのは、これはやはり話が違うのではないかなと。例えば個々に参考にしてくださいという話で、会議の中の話でなければそれはそれでいいと思いますけれども、会議として委員会の中に配付をしてそれをとじるといえるのは、これはいかにも形はおかしくなるのではないのでしょうか。私はそう思いますので、必要ないと思います。

○大場崇夫委員長 私の今申し上げた参考というのは、この会としての参考じゃありません。ただ、せっかく配られたから、大潟町さんではこういうことをまとめられたんだなということで、この会として取り扱うということではありませんので。

○山崎勇委員 中郷村の山崎ですが、これが表に出る出ない、それは皆さん審議していただければいいんですが、ただこの文面の一番上にある地域審議会及び地域自治組織云々書いて、それに関する小委員会と書いてあります。こうしますと、この小委員会で何かみんなで決めたことが表に出ていくということで、これが今度ひとり歩きするといいますか、ともすれば新聞報道されるかもしれないし、いろんなところでコピーされて回ります。その一つの例として、前回、この会とは違うんですが、ブロック制の問題出ました。そのときにブロック制と言っただけで大潟町さんの案が新聞に報道され、そしてひとり歩きしているような事例がありました。ですから、その辺をきちっと皆さんが確認して、了解して、出すんなら出す、参考にするなら参考にする、その辺をきちっと明記しないとこんがらがると思います。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○村山尚祥委員 冒頭今の発言に対して、ブロック制につきましては小委員会に正式に提案して受理されたものでありますが、それだけ申し添えておきます。勝手にひとり歩きしたものじゃありません。それから、私は皆さん時間もない中、一つだけ最後に言います。いろんな意見出て結構だと思いま

す。ただ、提案したものを配付もしないうちから全部排除するというについては、私は会議としては成り立たない。見た上で、これはおかしいと発言されてもらって結構です。ただ、受理もしないでそういう論議するというについては、何のために私らが議会の中で論議して、こういう内容にして、こういう背景をみんなで確認してきて、そしてそのことを廃置分合にしようかとしたらという私らとしての出席している者、会議というのはそういう提案したり、協議したりすることも会議だと私は認識しているんで、そのことだけは申し述べて、あとは私もうこれ以上発言すること、参考資料であろうが、それがもう皆さんの意見で廃棄しようが、ともかく提起したものを受理しないで終わるということについては納得しない。その先のことについては委員長にお任せします。その扱いはどうなっても構わないと思います。ただ、こういうことを私らの町として持ってきたということをお願いしたいと思います。

○大場崇夫委員長 時間が大分迫っておりますので、さっきあちらの方から意見出ましたように、この見出しが大潟町……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 わかりました。事務局で言われたように配っていないところもあるそうですので、多数の意見は今決まったこの段階で取り扱わないという意見の方が多いと思いますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 じゃ、そういうことでひとつお願いいたします。

きょうまた引き続き2時から全体会あるわけですが、大変ご協力願ってどうにか委員の選び方について結論を出させていただきまして、まことにありがとうございました。

じゃ、大変あれですが、これで小委員会を閉じさせていただきます。

きょうは、ご協力ありがとうございました。

午後1時49分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 頸城村自治会長協議会会長

板倉町議会議長

清里村議会議員